

サービス付き高齢者向け住宅自主点検表 記載要領

サービス付き高齢者向け住宅については、

・ サービス付き高齢者向け住宅自主点検表①

(根拠規定：高齢者の居住の安定確保に関する法律関係)

・ サービス付き高齢者向け住宅自主点検表②

(根拠規定：老人福祉法、京都府有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針関係)

の2種類の点検表により、自主点検を行ってください。

1 自主点検を行う時期

少なくとも年1回行うこととしてください。

2 様式の掲載場所

京都府ホームページ内「有料老人ホーム等の自主点検について」に掲載していません。

<http://www.pref.kyoto.jp/kourei-engu/13900057.html>

3 自主点検欄の記載

確認事項の内容を満たしているものについては「○」印、満たしていないものについては「×」印、内容の一部を満たしているものの十分でないものについては「△」印をつけ、備考欄に不十分な内容について記載しておく等してください。

その他、備考欄は、確認資料等の記載にもご利用ください。

4 自主点検表の保管

作成した自主点検表は、点検を行った日から2年間保管を行い、府が行う事業者等に対する検査その他府が求める際には提示を行ってください。